

1 開催日 平成 21 年 3 月 30 日(月)

2 委員長開会宣言

3 議事

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 市教委第11号 委員長の選任について
- 日程第 3 市教委第12号 委員長職務代理者の指定について
- 日程第 4 市教委第13号 議席の決定について
- 日程第 5 市教委第14号 高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について
- 日程第 6 市教委第15号 高知地区教科用図書採択協議会規則の一部改正について
- 日程第 7 市教委第16号 高知地区小学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正について
- 日程第 8 市教委第17号 高知地区中学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正について
- 日程第 9 市教委第18号 西森奨学資金給付規則の一部改正について
- 日程第10 市教委第19号 高知市立新設小・中学校通学区域検討委員会規則の一部改正について
- 日程第11 市教委第20号 高知市筆山文化会館条例施行規則の一部改正について
- 日程第12 市教委第21号 藤本奨学資金給付規則の一部改正について
- 日程第13 市教委第22号 高知市立集会所条例施行規則の一部改正について
- 日程第14 市教委第23号 高知市少年補導センター設置条例施行規則の一部改正について
- 日程第15 市教委第24号 高知市教育研究所条例施行規則の一部改正について
- 日程第16 市教委第25号 高知市心身障害児等に対する就学指導に関する規則の一部改正について
- 日程第17 市教委第26号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について
- 日程第18 市教委第27号 高知市教育委員会公印規則の一部改正について
- 日程第19 市教委第28号 高知市立自由民権記念館長に関する規則の制定について
- 日程第20 市教委第29号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第21 市教委第30号 高知市就学援助規則の一部改正について
- 日程第22 市教委第31号 高知市運動場条例施行規則の一部改正について
- 日程第23 市教委第32号 高知市東部総合運動場管理条例施行規則の一部改正について
- 日程第24 市教委第33号 高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について
- 日程第25 市教委第34号 高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について

4 報告

平成21年 3 月高知市議会定例会について

5 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	山 本 和 正
	5 番委員	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	岡 村 修
	参事（市民図書館長事務取扱）	千 浦 孝 雄
	総務課長	弘 田 充 秋
	青少年課長	山 川 瑞 代
	自由民権記念館長	西 田 幸 人
	青少年補導センター所長	田 所 和 仁
	総務課長補佐	山 本 正 篤
	学校教育課人事班長	土 居 英 一
	学校教育班指導主幹	杉 本 政 文
	学事課長補佐	国 沢 隆
	スポーツ振興課担当係長	島 津 卓
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

1 平成 21 年 3 月 30 日(月) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 01 分 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

澤田委員長

ただいまから、第 1035 回高知市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

はじめに会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん、お願いいたします。

日程第 2 市教委第 11 号「委員長の選任について」です。平成 21 年 3 月 31 日をもって、私の委員長としての 1 年の任期が満了となります。よって、4 月 1 日からの委員長職について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、選挙を行うこととします。

どなたか委員長に立候補される方はいらっしゃいませんか。

【立 候 補 な し】

立候補がないようですので、指名推薦により行います。いかがでしょうか。

教育長

引き続き澤田委員長にお願いしたらどうかと思いますが。

澤田委員長

ただ今、私澤田委員を委員長に推薦するのご意見がありましたが、皆様、ご異議ありませんでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。市教委第 11 号を決し、4 月 1 日からの委員長に、私澤田が選任されました。

日程第 3、委員長の選任に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 4 項の規定により、市教委第 12 号「委員長職務代理者の指定について」を議題といたします。

委員長職務代理者について、いかがいたしましょうか。

教育長

引き続き、溝渕委員さんにお願いしたらどうかと思います。

澤田委員長

溝渕委員をとのご意見がありました。皆様、ご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 12 号は、4 月 1 日からの委員長職務代理者に溝渕悦子委員を指定することに決しました。

日程第4市教委第13号「議席の決定について」、委員長並びに委員長職務代理者が新たに決定いたしましたので、改めて4月1日以降の議席を決定することといたします。事務局からの案をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。

事務局からは、現行どおり「1番に澤田委員長、2番に溝渕委員長職務代理者、3番に西山委員、4番に山本委員、5番に松原委員」でご提案申し上げます。

澤田委員長

市教委第13号「議席の決定について」は、ただ今の事務局案でいかがでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第13号「議席の決定について」は、そのように決しました。

続いて、議案審査ですが、日程第5市教委第14号から日程第16市教委第25号までは同じ趣旨によるものですので、一括して事務局からの説明後、審議することといたします。事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。議案書の5ページをお開き願います。

まず、日程第5「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」です。

内容につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が、昨年4月1日施行となりました。その法律の改正により、教育委員会から教育長に委任することができない事務が第26条第2項に明示されたことに伴い、対応するものです。

議案書と別にお手元に配布の別綴じの資料の1ページをご覧ください。

先ほど申し上げました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の内容ですけれど、教育委員会の附属機関の委員以外の非常勤特別職の委員の任命等など、教育委員会から教育長に委任することができない事務が追加されたものです。その第26条第2項の第4号の部分です。そこで附属機関の委員以外の非常勤特別職の委員の任命等に関することも含まれてくるといふことへの対応になります。

続きまして、この別綴じ資料の3ページをご覧ください。3ページの新旧対照表の新しい部分、第2条第7号の下線部分をご覧ください。その部分が新たに追加したところです。非常勤特別職にあるものの部分を追加したものです。

ただ、今回の改正ですけれども、教育委員会の附属機関の委員以外の非常勤特別職の委員の任免をすべて教育委員会にお諮りすることとなると審議事項が膨大なものとなることから、従来どおり附属機関の委員、これは文化財保護審議会委員のほか7つの委員がありますけれど、この7つの委員については、教育委員会に今までどおりお諮りし、それ以外の非常勤特別職の委員の任免につきましては、委任ではなくて、教育長の専決とさせていただきたいと考えております。

つまり、決裁は教育長までで完結させるけれども、委員への委嘱書については教育委員会名で行うという内容です。

続きまして、この高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の改正に伴いまして、教育長名で委嘱しておりました関係する附属機関の委員以外の非常勤特別職の委員に係る規則の改正が、

併せて必要となりました。改正を必要とする規則につきましては、日程第6から日程第16までの11件の規則です。

改正する内容は同じですので、事例として一つ説明させていただきます。別綴じ資料の6ページの新旧対照表をご覧ください。高知地区教科用図書採択協議会規則の一部改正です。その中の第3条をご覧ください。左の欄が旧となっています。高知地区教科用図書採択協議会の委員につきましては、「教育長が任命し又は委嘱する」となっています。これを改正したのが右の欄の新的部分で、「教育委員会が任命し、又は委嘱する」というふうに変更となります。これが具体的な内容です。

その他の規則、高知地区小学校教科用図書調査研究委員会規則から高知市心身障害児等に対する就学指導に関する規則までの規則につきましても、内容は基本的に同じですので説明は省略させていただきます。

ご審議をよろしく願います。

澤田委員長

それでは、この件に関して、質疑等はありませんか。

溝渕委員

教育長への委任事項にはしないけれども専決事項にするという説明でしたよね。それは、この委任してはいけないということの法改正の趣旨には反しないのですか。

総務課長

総務課長の弘田です。

基本的に委任はできません。

ただ、委嘱するすべての委員さんについてその一件一件を、この教育委員会の場でご審議いただくということになると件数が多いということです。従前から、教育長が決裁し、委嘱書も教育長名で各委員さんにお渡ししておりましたけれども、その件数は膨大で、人数等も大変多いということでございます。それから、職員の任免では、例えば臨時職員なども教育長が専決させていただきます。

また、この間、臨時教育委員会で課長級以上の任免についてお諮りさせていただきましたが、課長級以外の職員については、教育長が専決させていただくという対応をさせていただいております。これらと同じく、今まで教育長において対応させていただいた内容について、同じように教育長専決で対応させていただきたいと考えています。

ただし、各委員さんにお渡しする委嘱書は、今までは教育長名となっていたものを、教育委員会名で各委員さんにお渡しさせていただくということになります。

その中で重要な事項については、教育委員会に随時、ご報告をさせていただきたいと考えております。

内容については、「委任することができない」ということで、「教育委員会にすべて諮らなくてはならない」というふうにはなっていないので、その内容に応じ、教育長の専決事項にさせていただいて、必要に応じて委員会に報告させていただくということをお願いしたいと考えております。

澤田委員長

いかがでしょうか。

教育長

法の改正の趣旨からいうとどうなるのですか。

総務課長

基本的には、今まで事務局の代表である教育長にすべての事務処理が任されていた部分があるのですが、そうではなく、委員の皆さんにその内容等を承知の上で、教育長に任せるのがよいのではないかということで、これまでは教育長に委任していたものを、一度、教育委員会で内容を把握した上で、事務処理を教育長に任せるとというのが法の改正の趣旨でございます。

澤田委員長

ほかにご意見もないようですので、質疑を終了し採決に移ります。この市教委第14号から市教委第25号までは、一括して採決することとしてよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

それでは採決します。市教委第14号「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」から市教委第25号「高知市心身障害児等に対する就学指導に関する規則の一部改正について」までを、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第14号から教委第25号までの12件は、原案のとおり決しました。

次に、日程第17市教委第26号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます

総務課長

総務課長の弘田です。議案書の6ページをお開きください。日程第17市教委第26号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」です。内容は、この4月1日付け教育委員会事務局職員と学校その他の教育機関の職員の人事異動に伴う規定の整備を行うものです。

続きまして、議案書の9ページの新旧対照表の第7条第2項のところをご覧ください。新の第7条第2項の「所長」の次に「事務局長」を追加しています。これは、自由民権記念館に課長級の事務局長を置くことによるものです。非常勤特別職としました館長につきましては、3月19日の臨時の教育委員会で説明させていただいたとおりです。

次に、新旧対照表の旧の第10条第3項の担当主幹につきまして、新の部分では削除しております。これは高知商業高校に、事務長が療養休暇中の対応として配置しておりました課長補佐級の担当主幹でございます。実際には、総務課課長補佐を兼務させておりましたが、その担当主幹を事務長の復帰によりまして削除するものです。

続いて10ページをご覧ください。新旧対照表の新第15条第2項の学校用務員の次に、学校給食調理員を追加しております。これは福寿園の指定管理者移行に伴い、係長級職員であったものが、学校給食調理員として市立学校に配属することに対応するものです。その他に第10条の改正、学校教育法の改正に伴う主幹教諭と指導教諭の配置への対応などがあります。また、いくつか過去の人事異動の際に規定整備が滞っており未処理だったものを、併せて改正させていただいております。処理が遅れましたことをお詫び申し上げます。

説明は以上です。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

澤田委員長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 26 号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 26 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 18 市教委第 27 号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。続きまして議案書の 11 ページをご覧ください。

日程第 18 「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」です。内容は、この 4 月 1 日付け教育委員会の職員の人事異動に伴う規定の整備を行うものです。

議案書の 19 ページをお開きください。新旧対照表の別表第 1 の欄をご覧ください。公印の管守者の欄ですが、旧の方では自由民権記念館長でしたものを、新の方では、事務局長に変更しております。これは、先ほど説明しました自由民権記念館に、課長級の事務局長を置くことに伴う措置です。

その他の改正につきましては、市長事務部局の高知市公印規則の改正に準じて改正するものです。

簡単ですが、説明は以上です。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

澤田委員長

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 27 号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 27 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 19 市教委第 28 号「高知市立自由民権記念館長に関する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。議案書の 23 ページをご覧ください。

先ほど説明いたしましたように4月1日付けの教育委員会職員の人事異動に伴いまして、自由民権記念館館長が非常勤特別職となりますことから、館長の設置に関しまして、必要な事項を定めるものです。

具体的な内容につきましては、23ページから27ページまでです。第2条に館長の資格について、第3条に館長の欠格事項を規定しています。第4条には非常勤特別職とする身分について規定しています。第5条は任期について、第6条については、必要書類の提出について事務的などころを定めています。

第7条は職務についてです。内容的には、自由民権運動の研究・普及・啓発について専門的知識を発揮していただきながら、先頭に立ってその普及に努めていただく。また、各種事業の企画や官学連携等で力を発揮していただきたいと考えております。

第8条は職務の執行状況の報告、第9条は服務、第10条は報酬、第11条は報酬の期間、第12条は報酬の支給日、第13条は災害補償について、第14条がこういう事項があった場合には、委嘱を解くということでの解嘱の規定です。

内容的には以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

西山委員

23ページの上から4行目の「高知市教育委員会規則 号」高知市自由民権記念館長に関する規則、と第何号というところがブランクになっていますが、これはこれでよろしいでしょうか。

総務課長

その部分は、ここでご審議をいただいて、決定していただいた後、ここに規定の番号を取りまして、その上で公布の手続きを取ります。

西山委員

それでよろしいんですね。

そのほかに、一番大きな変更点としては、第4条の非常勤の特別職とするところですね。

総務課長

はい、そうです。

澤田委員長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第28号「高知市立自由民権記念館長に関する規則の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第28号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第20市教委第29号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

学校教育課主幹

学校教育課の杉本です。「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」説明いたします。

議案書の30ページの新旧対照表をご覧ください。

平成 20 年 4 月 1 日に施行されました学校教育法の一部を改正する法律によりまして、学校に新たな職として、副校長，主幹教諭，指導教諭を置くことができることとなりました。

高知県では、これら新たな職を、平成 21 年度から県下の公立学校の中から研究モデル校として、県下で言いますと小学校，中学校を合わせて 13 校，県立学校 5 校，全体で 18 校を指定しまして、課題に対してより組織的な対応ができる学校組織の構築を目指して研究を行うことになりました。

そのうち高知市関係では、旭東小学校，泉野小学校，介良潮見台小学校，横内小学校，一宮中学校の 5 校が指定されて、2 年間の研究に取り組むこととなります。このうち、主幹教諭は、旭東小学校，介良潮見台小学校，横内小学校に各 1 名，一宮中学校に 2 名配置され、指導教諭は、泉野小学校に 1 名配置されます。

本管理運営規則におきまして、お手元の新旧対照表にありますように、第 19 条の 2 から第 19 条の 6 にかかけまして、教務主任等のそれぞれの職務について規定していますが、その教務主任や学年主任等の担当できる職員に、これまでの教員に指導教諭を加えるものです。

また、これまで、それぞれの条の但し書きで、特別の事情がある場合には、教務主任等を置かないことができるとしておりましたが、学校教育法施行規則や県立学校の管理運営規則における規定と同様に、これに教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときに、それを加えるものです。改定内容につきましては、それぞれありますが、内容的には以上です。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

澤田委員長

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 29 号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 29 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 21 市教委第 30 号「高知市就学援助規則の一部改正について」、事務局の説明をお願いします。

学事課長補佐

学事課長補佐の国沢です。

就学援助と申しますと、ご存知のとおり経済的な理由により、就学の困難と認められるお子さんに対しまして、必要な援助を行う制度ですが、この規則の第 6 条を改正するものです。

34 ページを見ていただければ大事なところが分かるようになっていますが、第 6 条と申しますのは、就学援助で認定者への支給内容を規定している条項です。このうち第 7 号に、医療というのがありますが、就学援助ではすべての疾病に対して援助するわけではありません。いわゆる学校病と呼ばれる疾病に限定しております。トラコーマや中耳炎，虫歯等でございます。この病名を指定している根拠法が「学校保健法」から「学校保健安全法」へと名称が変更になりました。また条項につきましても第 7 条が第 8 条に変更されたことに伴う、規則の変更です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

澤田委員長

この件に関するの質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【 な し 】 —————

澤田委員長

ご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第30号「高知市就学援助規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第30号は、原案のとおり決しました。

次の日程第22市教委第31号「高知市運動場条例施行規則の一部改正について」と日程第23市教委第32号「高知市東部総合運動場管理条例施行規則の一部改正について」は同じ趣旨によるものですので、併せて審議を行うこととします。事務局の説明を求めます。

スポーツ振興課担当係長

スポーツ振興課の島津です。議案第31号、32号につきまして説明させていただきます。

3月市議会定例会において、高知市運動場条例及び高知市東部総合運動場管理条例が改正されました。この内容につきましては、指定管理者が行う業務について、今までにはなかった運動場の施設又は設備の許可業務が、新たに加えられました。

平成18年度に指定管理制度が導入されました。高知市には外郭団体が約30団体ありますが、許可業務を条例で指定した施設が7施設ございました。

この高知市運動場及び高知市東部総合運動場につきましても、平成18年度より高知市スポーツ振興事業団が指定管理を受けておりました、18年度から3年間の指定管理期間を経まして、21年度からの3年間の指定管理の再指定を受けたところです。

これまでの3年間におきましては、許可業務につきまして行っておりませんでした。今まで行えなかった理由としましては、教育委員会が許可業務を持っていたうち、高知市運動場については、商工観光部が競輪事業を、東部総合運動場では、プロ野球がキャンプを行っているという事情がありまして、最初から外郭団体が許可業務を行うことには、少し様子を見たいということで、18年度の時点では、施設では許可業務を行っていませんでした。

今回の3年間の指定期間においては、特に問題がないということが確認できましたので、施設の許可業務を行えることとした条例の改正に伴って規則を改正するものです。

また同じく、利用料金制については、高知市の外郭団体が管理する施設中、約22施設が、現在、利用料金制を条例で制定しております。これについても、両施設の現在の指定管理者である高知市スポーツ振興事業団では、利用料金制を導入していませんでした。

ただ、同じ時期に指定管理を受けている旧の鏡、旧の土佐山、それから水道局から委託された針木につきましては、18年度から指定管理の指定を受け、同施設を管理していますが、その中で利用料金制を採れるよう規則改正を、18年度に行っています。

今回、条例改正に伴いまして、併せてこちらの高知市運動場、東部総合運動場につきましても、利用料金制を導入するというで改正を行うものです。

37ページの新旧対照の方をご覧くださいませでしょうか。37ページの右段、第6条を新たに新設いたしました。指定管理者を指定した場合の取扱いにつきまして、第6条第1項で指定管

理業務のほうも、今までは許可について教育委員会がすべて行っていましたが、指定管理者のほうも行うことができるように改正したものでございます。

東部の運動場につきましてもまったく同じものでございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

溝渕委員

今まで利用許可を求めてきて、不許可したとか、そういうケースはありますか。

スポーツ振興課担当係長

はい。教育委員会のほうで許可業務を行っておりますので、もともと運動場条例のほうがスポーツを目的とした利用に対して許可を行うということになっておりますので、スポーツと関連しなかったものにつきましては、許可をしなかった事例も一部にはございます。

溝渕委員

不許可に対する異議の申し立てができるようになっていきますよね。

スポーツ振興課担当係長

はい。これまで異議の申し立てはありませんが、もし、利用許可が得られなかったことに納得されないということでしたら、異議の申し立てを行うことができます。

溝渕委員

それを全部、指定管理者にすれば、異議に対する措置も全部指定管理者のほうが行うということになるのですか。

スポーツ振興課担当係長

異議の申し立てが、例えば裁判になるような案件でしたら、そのことに関する決裁権は、教育委員会のほうが持つようになります。簡易なものにつきましては、現場の指定管理者側で、回答なりをするようになっておりますが、仮に訴訟でありますとかになりましたら、指定管理者では行えないことになっておりますので、教育委員会のほうで対応するということになっております。

溝渕委員

指定管理者がしたことの報告とか、そういうのは教育委員会のほうには入ってきていますか。

スポーツ振興課担当係長

今のところ、教育委員会が、例えば申請許可がありましたら、教育委員会スポーツ振興課のほうで決裁しておりますが、21年4月からは、スポーツ振興事業団が許可したのに関しましては、毎月1回、報告を上げてもらうような形をとるようにしております。

溝渕委員

異議申し立てで、紛争になることは滅多にないかもしれないけど、そういう事態が起きたときに、教育委員会が全然タッチしてなくて後始末だけをしなくてはならなくなりますよね。

スポーツ振興課担当係長

そのような問題が起こらないようにしていますが、万一そのような問題が起こった場合は、指定管理者側と本課が情報交換を密にしまして、連携して対処に当たりたいと考えております。

澤田委員長

よろしいですか。

溝渕委員

はい。

澤田委員長

それでは、この件の質疑を終了し、採決に移りますが、市教委第 31 号と市教委第 32 号については、合わせて採決することとしてよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

それでは採決します。市教委第 31 号「高知市運動場条例施行規則の一部改正について」及び市教委第 32 号「高知市東部総合運動場管理条例施行規則の一部改正について」について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 31 号及び市教委第 32 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 24 市教委第 33 号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

市民図書館長

市民図書館の千浦でございます。

今回、条例施行規則の一部改正をお願いしておりますのは、下知市民図書館についてです。下知市民図書館は、昭和 46 年の建築ですが、平成 17 年度耐震調査によりまして、2 階ホール部分の床面にクラックがあるということで、現在会場の貸し出し業務を休止しておるところです。今回、14.8 パーセントの使用料改定を全庁的に行い、議会にお諮りをしているところですが、それに伴いまして、この市民図書館条例に規定する下知図書館の会場使用料に関する別表の部分を削除いたしましたので、それに伴い施行規則についても一部改正をするという内容のものです。

新旧対照表につきましては、46 ページをご覧ください。第 5 条ですが、現在、分館として、会場使用料を取っておりますのが潮江市民図書館と下知図書館ですから、今回使用料の改正に併せまして、貸し出しをしていない下知市民図書館を削除するものです。よろしく申し上げます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 33 号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 33 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 25 市教委第 34 号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

青少年課長

青少年課長の山川です。

放課後児童健全育成条例施行規則の一部について、平成 21 年度の放課後児童クラブ開設に当たりまして規則を改正するものです。放課後児童クラブは、毎年 1 月から約 1 か月間で募集をいたしまして、申し込みのありました人数によりまして、児童クラブの開設数、開設場所などを決めております。

本年、募集をしたところ、平成 20 年度から 10 クラス増設することになりました。それに伴います、クラブの設置場所の見直し及び収容人数を今までは、各クラブの状況に応じて、規則の方で定めていましたけれども、待機児童の解消ということで、より柔軟に対応するためその定員を、別に要綱という形で定めることといたしました。原則、定員は 60 名でやっていますが、教室の広さによっては、60 名では入りきらない場合がございます。さらに、待機児童解消ということもありまして、分室ということで、定員を超えて受け入れてまいりました。その定員を超えて受け入れてきた分を、要綱という形で対応すれば、そちらの方で受け入れを定めることができるということで、規則から定員を外しました。さらに、開設日について、規則では細かく何月の土曜日というふうになっておりましたが、それを一律土曜日というふうに改め、さらに教育委員会が別に定める日というふうに決めました。

新旧対照表は 50, 51 ページになっております。今回の改正は、児童数の増加に併せまして国の補助金の見直しがあつておまして、国庫補助金の規定で 250 日以上開設日の確保が必要になってまいりました。それに合わせて、高知市では、土曜日の開設日数を調整することで 250 日をクリアするような形を採っております。ただし、その日数が変わってくることも考えられますので、別に定める日といたしました。

以上です。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

溝渕委員

それで、待機児童はなくなるのですか。

青少年課長

今年度、今日現在においては、おりません。

山本委員

これは途中からの入所は難しいですか。

青少年課長

途中から、欠員補充ということで、定員までの間に欠員があれば、その範囲内での入所は可能でございます。

澤田委員長

それではよろしいでしょうか。この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 34 号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 34 号は、原案のとおり決しました。

最後に報告です。「平成 21 年 3 月高知市議会定例会について」、事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。3 月議会の内容について報告させていただきます。

皆様のお手元にお配りしている 3 月市議会質問一覧を、まずご覧ください。

両面に載せておりますが、81 問と大変質問数の多い議会となりました。

質問の内容につきましては、主に学力テストの結果の公表についてですとか、体力テストの結果について、学力、体力向上に向けての取り組み、それから県・市連携の学力向上対策、中でも高知県教育委員会の人的支援についてですとか、学校における携帯電話の対応についてですとか、追手前小学校敷地への県・市図書館の合築についてなどが、大きなところ です。

補足については、また教育長の方からお願いしたいと思います。

こういう質問を経まして、3 月 24 日に経済文教常任委員会で審議が行われました。その審議結果につきまして、説明させていただきます。

平成 21 年度の一般会計の当初予算、それから平成 20 年度の一般会計の補正予算、先ほど説明のありましたスポーツ振興事業団への 4 月からの指定管理者の指定に関する議案、不動産取得議案、この 4 つの議案につきましては、委員会では全会一致で可決されました。3 月 27 日の本会議でもそれぞれ可決されたところです。それから、12 月議会から継続審査となっておりました市立図書館条例をはじめ、16 施設における使用料の改正議案につきましても、審議されました。

その結果、経済文教委員会において、市民クラブから修正案が提案されました。修正案の内容につきましては、条例の施行日を平成 21 年 4 月 1 日ということで提案されていたものを、7 月 1 日に変更するという内容でございました。改定率は原案のままという修正案が出されて、採決されました。修正案について賛成 6、反対 4 ということで、その修正案が賛成多数で可決されました。

そういうことで、施行日を 4 月 1 日から 7 月 1 日にするというものです。採決が終わりました後、「施行日を改正する」以外の部分についても採決されまして、同じく賛成が 6、反対が 4 ということで可決されました。これに伴いまして、使用料が改定され、施行日を 7 月 1 日とするということで、経済文教委員会としては、賛成多数でその内容に決したということになります。

それを受けて、3 月 27 日の本会議では、経済文教委員会の決定どおり賛成多数で可決されました。

以上、質疑の内容について報告させていただきました。

それから、実は 3 月議会では、教育委員の皆様へ何度かご審議いただきました教育委員会の事務の点検・評価の報告書につきまして、3 月 9 日の議会開会日に、議長あてに提出いたしました。

最後には、委員長と細部の協議をさせていただき取りまとめた上で、議会に提出した報告書をお手元にお配りさせていただいております。その内容につきまして、この 3 月 24 日の経済文教委員会で説明をさせていただきました。

明日 3 月 31 日には、ホームページにこの報告書を掲載して、市民の方に公表したいと思いますので、そのことも併せてご報告させていただきます。

説明は以上です。

澤田委員長

教育長さんからございますか。

教育長

そうですね、今議会、学力向上の問題について、相当のご指摘をいただいております。一番話題

になったのは県・市協働で学力向上策をやっけていこうということで、県・市合わせまして1億3,600万円、そして、人的にも支援をいただきながら学力を高めていこうという取り組みが注目されまして、各党派とも一定好意的に捉えられていただいたのではないかと感じはいたします。

市長といたしましても学力向上策をやっけていかなければいけないとの考えをお持ちですので、この4月から中学校校区別に地区懇談会を開いて、保護者にもしっかり内容を分かっていたいで、家庭の協力を得て学力向上策をやっけていこうという状況です。委員さんの中でお構いなければ地区懇談会に参加していただけたらどうかと思っております。

日程等が決まりましたらご連絡いたしますので、お構いのないときにご参加いただきたいと思いますと思っております。

溝渕委員

先ほどの報告で、使用料の関係を4月から7月に修正し、3か月遅くしたというのは、周知期間が短いということによるものですか。

総務課長

委員さんがおっしゃるとおり、周知期間を取る必要があるということで、3か月後へ延ばしたということになります。

溝渕委員

点検・評価に対しては、議員さんから意見はなかったのですか。

教育長

ありました。

22ページの上の方に②というのがありますが、ここに「改革の方向性が学校、保護者、子どもを頑張らせる方向しか示されていないことを懸念する」というところで、外部の評価委員さんからいただいたご意見ですが、「こういうこともあるので、やっぱり頑張らせるばかりの問題じゃないのではないか」という意見を言われる議員さんがいらっしゃいました。

澤田委員長

特に、評価内容についてはなかったですか。

教育長

なかったです。

ほかには、22ページの⑪にマズローの発達段階説のところがありましたよね。

西山委員

それはマズローの発達段階説の解釈を巡っての質問でしたか。

教育長

そうですね。

澤田委員長

よろしいでしょうか。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時01分